

志布志市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

1 民間事業者の選定概要

2に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、森林経営管理法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、本市が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齢

3 スケジュール

- 年 月 日 () 募集開始・企画提案書受付開始
- 年 月 日 () 企画提案書受付締切
- 年 月 日 () 審査
- 年 月 日 () 結果通知
- 年 月 頃 経営管理実施権配分計画の作成・公告

4 受付方法

- (1) 受付締切 「3 スケジュール」のとおり
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く。)
- (3) 受付場所 志布志市耕地林務水産課林務水産係(志布志市有明町野井倉1756番地)
- (4) その他 募集の内容に関する質問等は、受付時間内に書面を持参するか、FAX又は電子メールにより提出してください。

FAX : 099-474-2377 メールアドレス : rinmusuisan@city.shibushi.lg.jp

5 提出書類

- (1) 経営管理実施権の設定に関する提案について(別記様式1)
- (2) 企画提案書(別記様式2)
- (3) 企画提案書の見積書に関する根拠資料
- (4) 森林経営管理法第36条第1項の規定による公募に応募した資料の写し

以上の資料を取りまとめるうえ、正本及び副本(コピー可)各1部ずつを事前連絡の上、持参提出してください。なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

6 その他

経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照ください。